

教育部長（松本一之君）

小川議員の質問にお答えいたします。

市の所有する文化財をどのように掌握・保存・管理されているのかとの御質問についてですが、市が所有する文化財には、有形文化財、有形民俗文化財、記念物があります。有形文化財とは有形の文化的所産で、絵画、彫刻、工芸品、古文書、考古資料などの美術工芸品と建造物があります。また、民俗文化財とは、日常生活の中から生み出され、継承されてきた有形・無形の行事や風俗習慣、民俗芸能などであります。また、記念物には史跡や名勝、天然記念物があります。

市が所有する文化財の掌握については、名称、大きさ、所在地、保管場所等を記載した文化財台帳により行っております。その保存・管理についてですが、有形文化財や有形の民俗文化財は、博物館などの収蔵庫に保管し、適切に管理しています。また、旧小倉家住宅などの建造物は、日常的に点検、補修を行うとともに、大規模な修繕を行う際には文化庁の指導・補助も受け、保存に努めています。史跡や天然記念物については、地元の協力も得ながら除草や清掃など維持管理に努めているほか、特に樹木については樹木医などの専門家の指導も受け、末永く保存するため剪定や支柱の取りかえなどの方策を講じています。

次に、有形文化財を公有財産管理システムの備品管理で的確に登録・管理しているかのお尋ねについてです。

建造物では、重要文化財として国の指定を受けております白峰地区の旧小倉家住宅や県指定の旧長坂家など3棟を登録しています。絵画や彫刻品などでは1,834点、民俗品などは625点を登録しており、合計で登録数は8,049点となっております。

有形文化財はもとより、市が所有する全ての財産はこのシステムで適正に登録し、それぞれの部署が管理しております。なお、年2回、財産の移動や取得、廃棄などによる登録漏れがないか点検調査を行っております。

以上です。